

社会福祉法人 ちとせ交友会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人ちとせ交友会(以下「法人」という)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について必要な事項を定める。

(常勤の役員等の報酬)

第 2 条 理事長(職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事する場合に限る)の報酬は月額 2,000,000 円とし、当月の職員の給与支給日にこれを支給する。報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(月途中の退任時)

第 3 条 月途中で理事長を退任したときは、その月の報酬額は次の算式によって求められる額とする。

$$\text{報酬月額} \div 30 \times \text{その月の在任日数} = \text{その月の報酬額}$$

(退任)

第 4 条 理事長を退任したときは、一時金として次の算式によって求められる額を支給する。ただし、在任中の同人の職務遂行に重大な瑕疵または背任行為があったと認められる場合には、理事会の決議によって、その一部または全部を支給しないことができる。

$$\text{報酬月額} \div 10 \times \text{在任月} = \text{一時金の額}$$

在任月数は、職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事したときからの起算とする。

(非常勤の役員等の報酬)

第 5 条 非常勤の理事に対して、報酬は一人当たり年額 100,000 円とし、12 月に一括して支給する。報酬の支払いに際しては、所得税法等法令に定められた額を控除する。非常勤の監事に対して、報酬は支給しない。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員に対して、報酬は支給しない。

(旅費等)

第 7 条 役員等及び評議員の旅費その他費用弁償については、「役員等費用弁償規程」

による。

(適用除外)

第 8 条 法人有給職員を兼ねる役員については、職員に関する諸規程がこの規程に優先する。

(この規程に定めのないこと等)

第 9 条 役員等及び評議員の報酬に関して、この規程に定めのないこと、及びこの規程の施行について必要なことは、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第 10 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。(改正)

この規程は、令和 2 年 3 月 17 日より適用する。(改正)

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日より適用する。(改正)